

滝川市における公の施設の
指定管理者候補者選定審査報告書

令和元年 11 月

滝川市指定管理者選定職員会議

滝川市における公の施設の指定管理者の候補者選定に係る審査結果について

滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入するため、指定管理者を募集したところ、1団体から申請がありました。滝川市指定管理者選定職員会議（以下「選定会議」という。）は申請内容について提出書類と申請者プレゼンテーションを基に総合的に審査したので、その結果を次のとおり報告します。

令和元年11月13日

滝川市長 前田 康吉 様

滝川市指定管理者選定職員会議委員長 千田 史朗

記

1 指定管理者候補者

公の施設の名称	指定管理者申請者氏名
滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設	滝川ガス 株式会社

2 審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査経過等

1 滝川市指定管理者選定職員会議構成員

委員長 千田 史朗 (滝川市副市長)
副委員長 山崎 智弘 (滝川市建設部長)
委員 中島 純一 (滝川市総務部長)
委員 國嶋 隆雄 (滝川市保健福祉部長)
委員 尾崎 敦 (滝川市建設部土木課長)
委員 橋本 啓二 (滝川市建設部建築住宅課長)
委員 横田 和典 (滝川市建設部建築住宅課長補佐)

2 申請団体数

1 団体

3 募集及び選定の経過

経過	日付	主な内容
第1回選定会議	令和元年7月4日	募集に当たっての基本的方針の確認・管理代 行負担金の考え方・募集要項と業務仕様書の意見 聴取
第2回選定会議	令和元年7月25日	募集要項等の意見聴取・選定方式と審査基準等 の確認
公募告示	令和元年9月2日	公募締切：令和元年10月15日
質問受付開始	令和元年9月2日	受付締切：令和元年9月20日
募集要項等 説明会	令和元年9月9日	開催場所：滝川市役所4階401会議室
質問に対する 回答	令和元年9月27日	滝川市公式ホームページに回答を掲載
第3回選定会議	令和元年10月31日	申請内容の確認
第4回選定会議	令和元年11月13日	プレゼンテーション及びヒアリング、指定管理 者候補者の決定

4 選定審査の方法

(1) 提出書類の確認

申請者からの提出書類については募集要項に定める申請の資格等を満たし、適正に
記載されていることを確認しました。

(2) 事前申請書類等審査

第3回選定会議において申請者からの申請書類（事業計画書、収支計画書等）の詳細について、提案内容を精査しました。

(3) 財務分析の実施

申請書類の事業報告書を基に総資本営業利益率、流動比率、当座比率、経常収支比率、自己資本比率などの指標による分析を行い、併せて内部留保資金の大きさ、債務超過・不良債務の有無、営業利益などについて精査をしました。

(4) 申請者プレゼンテーション及びヒアリング

申請者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑を行いました。

実施日 令和元年 11 月 13 日

場 所 滝川市役所 5 階 庁議室

要 領 20 分間のプレゼンテーション及び 30 分間のヒアリングの実施

(5) 総合審査

総合審査は、指定管理者候補者審査・選定基準(平成 18 年 11 月 10 日施行)に基づき取り進めました。

申請者の申請書その他の申請書類並びにプレゼンテーション及びヒアリング内容を基に、選定会議において、指定管理者選定審査票に掲げる項目ごとに評価を行い、各委員ごとに加算（満点：220 点）し、得られた各委員の審査点を合算したものを提案内容の審査点（満点：1,540 点満点）とし、標準点（満点の 100 分の 60）に達しているか否かの確認を行いました。この審査の結果、5 のとおり、指定管理者候補者の選定を行いました。

5 選定結果

公の施設の名称	満 点	候 補 者
滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設	1,540 点	1,210 点 (79/100)

6 審査講評

滝川市営住宅とその共同施設は、滝川市が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置され、また滝川市特定公共賃貸住宅とその共同施設は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）

に基づき、滝川市が中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置されました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、これら施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき審査を行い、募集要項・業務仕様書で示した要求水準を満たしていると評価しました。また、その審査において特に次の点について評価しました。

- 市営住宅等の課題を意識した提案がされ、それらを実現するために関連業者・行政等との連携を視野に入れた人的体制・物的体制が構築され、入居者の利便性向上と質の高いきめ細やかな市民サービスの提供が期待できること。
- 有資格者を多数有していることから迅速な修繕対応が期待でき、かつ、本業のガス事業において24時間体制が構築されていることから夜間や休日においても緊急対応が可能であるため、修繕における即時即応に期待ができること。
- これまで培ってきた災害対応のノウハウを生かし、減災・防災に関する適切な提案がされ、また関連業者との協力体制が確立されていることから、入居者の安心・安全な生活に資することが期待できること。

以上の点を踏まえ、総合的に審査した結果、「滝川ガス 株式会社」を滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設の指定管理者の候補者として選定します。